

2019年2月8日 TKP 東京駅日本橋カンファレンスセンターにて開催

## JR東労組第45回定期中央委員会報告

その5-B

### □村田執行副委員長に対する

### 制裁審査設置及び申請について

#### 《賛成意見 ～要点～》 田中委員(東京)

- ・第12回臨時中執と第35回臨時大会、いずれの機関会議の決定においても、どうしても理解納得できない点がある。そればかりか組合員権利侵害と統制権の乱用が行われている。最大の問題点は東京都労働委員会に救済申立したことが、なぜ統制権の統制の根拠になるのか。
- ・本社支部、東総セ支部への組織指導を根拠にしたことは、存在しない事実に基づく事由を理由にした申請である。現に東総セ支部は、10月13日に再建大会を開催したことにあらわれるように、支部運営を前進させることだったということである。
- ・上野支部の緊急代表者会議を問題にしているのであれば、なぜ事実確認を東京地本あるいは上野支部の当該分会に確認しないのか。
- ・宮澤前委員長への制裁審査委員会設置の問題点は、労働委員会への救済申立は労働組合として当然の権利であるにも関わらず、それを理由として制裁にかけられていること、事実を歪曲し、また理由ならざる理由で組合員から組合員の権利を奪ったこと、弁明の余地・機会があると言いつつ異議申し立てにも答えない、制裁審査委員会すら開催されない、簡易苦情処理申告すら行わせてもらえない。この事実は、労働組合法で守られるべき権利を侵害しているばかりか、組合員としての権利を著しく侵害しており、統制権の乱用である。
- ・制裁審査委員会の設置そのもの、および設置過程が組合員の権利侵害や労働組合の団結、JR東労組の組織運営にたいして熟慮し、またその影響を考慮した慎重な判断がなされたものではない。
- ・「決まったことを守れ」「制裁が決まったわけではない」と言うかもしれないが、決まる過程で問題があり、現時点で組合員に対して重大な権利侵害が起きている。
- ・自分の意志を通すために、まともに議論しようとせず数の力に頼って物事を強行し、組合員の権利を奪うばかりか意思表示する機会すら奪う、多数決だからといって憲法上の権利あるいは、労働組合法上の権利を侵害するそのような組織運営はまかりならない。組合員から信託を受けている中央本部は組合員の声を封じてはならない。

#### 《反対意見 ～要点～》 鵜野委員(大宮)

- ・不当労働行為にたたかわないということはこの間私たちは一貫して言っていない。この段階のたたかい方としては、まずは地本支社間の議論を詰めること、そして本部支社間の議論を詰めることが大前提である。しかし、こういったことをやったので組織を乱しているということを決めた。
- ・本社支部、東京総合車両センター支部について事実と違うのであれば、議論を積んだ本部・地本が繰り返せばいい。
- ・制裁審査委員会がこの間、開催されていないと言うが、地位保全仮処分申し立てが行われており裁判に影響が出るからと開催されていない。
- ・第45回定期中央委員会で、1番組合員が注目しているのはどのようにして12地本の総団結方針が確立され、それを12地本が担うのかということである。
- ・「仲間同士が制裁をし合うということを誰も望んでいない」ということを明らかにする。

**【採決】賛成38 棄権3 反対69 よって否決されました。**